

## 大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 「第5期あんしんプラン」が策定されました！

■問い合わせ 高齢者幸福課  
介護管理係 TEL (23) 8865  
介護給付係 TEL (23) 8678

### ● 4月から【あんしんプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)が見直されます】

団塊の世代が65歳を迎えることで、今後ますます高齢者の数は増え、同時に介護をはじめ、支援を必要とする高齢者の数が増えることが見込まれます。

そこで、平成21年3月に策定された「あんしんプラン(第4期計画)」の終了にあたり、これまでの高齢者福祉の取り組みについて実績を検証したうえで、大田原市介護保険運営協議会の審議を経て、第5期計画(平成24年度～26年度計画)が策定されました。

### ● 重点課題への取り組み【介護基盤の整備を進めます】

市民の皆様が高齢になり、もしも介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるようにするため、サービスの拠点施設を整備し支援します。

大田原市では、第5期計画で次のような拠点施設の整備を行う予定です。

施設種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉施設		1施設(20床)	2施設(20床・10床)
介護予防拠点施設	ほほえみセンター(1カ所)		

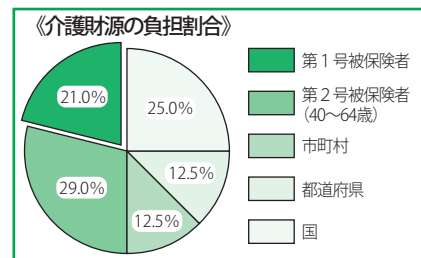
※地域密着型介護老人福祉施設とは、定員が30名未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられる施設です。

※介護予防拠点施設(ほほえみセンター)とは、地域の高齢者の方が、寝たきりや認知症にならないために、介護予防事業を行ったり、健康相談を受けたりする施設です。

### ● 4月からの【65歳以上の方の介護保険料が決まりました】

介護保険のサービス報酬が見直されたことによる給付費の増加が見込まれます。

また、人口に対する高齢者(65歳以上の方)の割合が増加していることにより、介護給付に対する負担割合も1%増加しました。それにより、介護保険による給付額が増えることが予想され、これらのことを踏まえ、平成24年4月から平成27年3月までの3カ年間の介護保険料が改定されました。



### 《保険料の段階区分を見直しました》

第4期の事業計画期間中は、8段階9区分により保険料の軽減措置を講じてまいりましたが、第5期計画期間中においては、更に第3段階を細分化し8段階10区分にすることにより、負担の軽減を図ることとし、下表のとおり所得段階区分別介護保険料を見直しました。

平成24年度からの保険料(年額)		(単位:円)
第1段階	・生活保護の受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	29,940
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方	29,940
第3段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	—
	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が120万円以下の方 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が120万円を超える方	38,922 44,910
第4段階	・世帯員の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	—
	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超える方	53,892 59,880
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	68,862
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	74,850
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	89,820
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	104,790